

主要な政策に係る評価書(令和2年度実施政策)

(総務省R3-⑤)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策5:地方財源の確保と地方財政の健全化			分野	地方行財政	
政策の概要	地方財政計画の策定等を通じ地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の適切な運用等により地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:住民生活の安心・安全の確保、一億総活躍社会、地方創生の実現 [中間アウトカム]:極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方の安定的な財政運営のため、地方財政計画において標準的な水準における地方自治体の歳入・歳出総額を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより必要な一般財源総額を確保する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	16,488,667	16,518,481	17,131,345	17,928,839
		補正予算(b)	531,092	179,663	24,882	0
		繰越し等(c)	△317,085	509,424	58,386	
		合計(a+b+c)	16,702,674	17,207,568	17,214,613	
執行額		16,702,664	17,207,560	17,214,592		

(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	経済財政運営と改革の基本方針2018	平成30年6月15日	2019年度~2021年度を「基盤強化期間」と位置付け、(略)基盤強化期間内に編成される予算については、以下の目安に沿った予算編成を行う。(略) ③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。
平成28年度以降の復旧・復興事業について(復興推進会議決定)	平成27年6月24日	財政力に乏しい被災自治体が計画的に復興を進める上で、震災復興特別交付税は大きな役割を果たしたが、復興の進展を踏まえ、(中略)支援対象を見直した上で、同制度による支援を行う。	

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)	
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) <sup>(※2)</sup>					
			平成30年度	令和元年度	令和2年度			
①	一般財源総額(※) 一般財源比率(歳入総額に占める一般財源総額の割合) <アウトカム指標> ※地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債等の合計	平成30年度一般財源総額 (通常収支分)62兆1,159億円 (水準超経費除き60兆2,759億円) 平成30年度一般財源比率 (通常収支分)66.9% 【平成29年度】	地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。	平成31年度一般財源総額 (通常収支分)62兆7,072億円 (水準超経費除き60兆6,772億円) 平成31年度一般財源比率 (通常収支分)66.4%	令和2年度一般財源総額 (通常収支分)63兆4,318億円 (水準超経費除き61兆7,518億円) 令和2年度一般財源比率 (通常収支分)66.4%	令和3年度一般財源総額 (通常収支分)63兆1,432億円 (水準超経費除き61兆9,932億円) 令和3年度一般財源比率 (通常収支分)64.4%	地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。 【令和2年度】	イ
	地方債依存度(歳入総額に占める地方債の割合) <アウトカム指標> 【新経済・財政再生計画関連:地方行財政改革・分野横断的な取組02-20】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	平成30年度地方債依存度 (通常収支分)10.6% (9兆2,186億円/86兆8,973億円) 【平成29年度】	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債(地方公共団体が1会計年度を超えて行う借入れ)の割合の適正化に努める。	平成31年度地方債依存度 (通常収支分)10.5% (9兆4,282億円/89兆5,930億円)	令和2年度地方債依存度 (通常収支分)10.2% (9兆2,783億円/90兆7,397億円)	令和3年度地方債依存度 (通常収支分)12.5% (11兆2,407億円/89兆5,915億円)	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。 【令和2年度】	イ

安定的な財政運営に必要な地方財源を確保すること	安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するために地方財政計画の策定等を実施	3	借入金残高 ＜アウトカム指標＞  ※地方債残高(臨時財政対策債を含む)、公営企業債残高、交付税特別会計借入金残高の合計	平成30年度末見込み 192兆円 【平成29年度】	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。			経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。 【令和2年度】	イ
				平成31年度末見込み 193.7兆円	令和2年度末見込み 189.2兆円	令和3年度末見込み 193.3兆円			
		4	財源不足への対応 ＜アウトカム指標＞	平成30年度財源不足額(通常収支分) 6兆1,783億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 1兆4,017億円 ・臨時財政対策債の発行 3兆9,865億円 ・財源対策債の増発 7,900億円 【平成29年度】	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、臨時財政対策債の発行を抑制しつつ、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。	平成31年度財源不足額(通常収支分) 4兆4,101億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 3,633億円 ・臨時財政対策債の発行 3兆2,568億円 ・財源対策債の増発 7,900億円	令和2年度財源不足額(通常収支分) 4兆5,285億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 6,187億円 ・臨時財政対策債の発行 3兆1,398億円 ・財源対策債の増発 7,700億円	令和3年度財源不足額(通常収支分) 10兆1,222億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 3兆2,726億円 ・臨時財政対策債の発行 5兆4,796億円 ・交付税特別会計借入金償還繰延べ 6,000億円 ・財源対策債の増発 7,700億円	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、臨時財政対策債の発行を抑制しつつ、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。 【令和2年度】
5	東日本大震災による被害を受けた地方公共団体に対する財政措置 ＜アウトカム指標＞	震災復興特別交付税 平成30年度(当初) 4,227億円 【平成29年度】	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう震災復興特別交付税について所要額を確保する。	震災復興特別交付税 平成31年度(当初) 4,049億円	震災復興特別交付税 令和2年度(当初) 3,742億円	震災復興特別交付税 令和3年度(当初) 1,326億円	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう震災復興特別交付税について所要額を確保する。 【令和2年度】	イ	

地方財政の健全化を推進すること	地方財政の健全化のために地方公共団体財政健全化法の適切な運用等を実施	6	<p>実質公債費比率等の状況 〈アウトカム指標〉</p> <p>※参考 「実質公債費比率」 当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率</p>	<p>平成28年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実質公債費比率 都道府県11.9%、 市町村6.9%</li> <li>・将来負担比率 都道府県173.4%、 市町村34.5%</li> </ul> <p>【平成29年度】</p>	<p>平成29年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実質公債費比率 都道府県11.4%、 市町村6.4%</li> <li>・将来負担比率 都道府県173.1%、 市町村33.7%</li> </ul>	<p>平成30年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実質公債費比率 都道府県10.9%、 市町村6.1%</li> <li>・将来負担比率 都道府県173.6%、 市町村28.9%</li> </ul>	<p>令和元年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実質公債費比率 都道府県10.5%、 市町村5.8%</li> <li>・将来負担比率 都道府県172.9%、 市町村27.4%</li> </ul>	<p>実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。</p> <p>【令和2年度】</p>	イ
			<p>「将来負担比率」 地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率</p>	<p>平成28年度末における財政健全化団体等の数(平成28年度をもって計画を完了した団体を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政健全化団体 0団体</li> <li>・財政再生団体 1団体</li> <li>・経営健全化団体 9団体 (10公営企業会計)</li> </ul> <p>【平成29年度】</p>	<p>平成29年度末における財政健全化団体等の数(平成29年度をもって計画を完了した団体を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政健全化団体 0団体</li> <li>・財政再生団体 1団体</li> <li>・経営健全化団体 7団体 (8公営企業会計)</li> </ul>	<p>平成30年度末における財政健全化団体等の数(平成30年度をもって計画を完了した団体を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政健全化団体 0団体</li> <li>・財政再生団体 1団体</li> <li>・経営健全化団体 5団体 (5公営企業会計)</li> </ul>	<p>令和元年度末における財政健全化団体等の数(令和元年度をもって計画を完了した団体を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政健全化団体 0団体</li> <li>・財政再生団体 1団体</li> <li>・経営健全化団体 3団体 (3公営企業会計)</li> </ul>		
			<p>「財政健全化団体」 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のいずれかが早期健全化基準以上であるため、財政健全化計画を定めている地方公共団体</p>	<p>平成28年度をもって計画を完了した団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政健全化団体 0団体</li> <li>・財政再生団体 0団体</li> <li>・経営健全化団体 0団体 (0公営企業会計)</li> </ul> <p>【平成29年度】</p>	<p>平成29年度をもって計画を完了した団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政健全化団体 0団体</li> <li>・財政再生団体 0団体</li> <li>・経営健全化団体 2団体 (2公営企業会計)</li> </ul>	<p>平成30年度をもって計画を完了した団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政健全化団体 0団体</li> <li>・財政再生団体 0団体</li> <li>・経営健全化団体 4団体 (4公営企業会計)</li> </ul>	<p>令和元年度をもって計画を完了した団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政健全化団体 0団体</li> <li>・財政再生団体 0団体</li> <li>・経営健全化団体 2団体 (2公営企業会計)</li> </ul>		
			<p>「経営健全化団体」 資金不足比率が経営健全化基準以上であるため、経営健全化計画を定めている地方公共団体</p>	<p>平成28年度決算に基づく実質公債費比率等が新たに基準以上となった団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期健全化基準 0団体</li> <li>・財政再生基準 0団体</li> <li>・経営健全化基準 1団体 (1公営企業会計)</li> </ul> <p>【平成29年度】</p>	<p>平成29年度決算に基づく実質公債費比率等が新たに基準以上となった団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期健全化基準 0団体</li> <li>・財政再生基準 0団体</li> <li>・経営健全化基準 4団体 (4公営企業会計)</li> </ul>	<p>平成30年度決算に基づく実質公債費比率等が新たに基準以上となった団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期健全化基準 0団体</li> <li>・財政再生基準 0団体</li> <li>・経営健全化基準 3団体 (3公営企業会計)</li> </ul>	<p>令和元年度決算に基づく実質公債費比率等が新たに基準以上となった団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期健全化基準 0団体</li> <li>・財政再生基準 0団体</li> <li>・経営健全化基準 3団体 (3公営企業会計)</li> </ul>		

評価結果	目標達成度の測定結果(※4)	(各行政機関共通区分)	目標達成
		(判断根拠)	主要な指標と考えている測定指標1及びその他の測定指標のいずれも目標達成を示した。したがって、本政策は「目標達成」とした。
	政策の分析(達成・未達成に関する要因分析)	<p>&lt;施策目標&gt;「安定的な財政運営に必要な地方財源を確保すること」(測定指標1～5に対応)</p> <p>当該施策目標については、以下のとおり、安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するという目標を達成することができた。</p> <p>・測定指標1及び4について、地方団体が安定的に財政運営を行うことができるよう、財源不足について適切に補填措置を講じつつ、地方税や地方交付税等の一般財源総額について、令和元年度から令和3年度までの地方財政計画において、基準値を上回る額を確保した。令和元年度においては、地方団体が人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額を確保。令和2年度においては、地方団体が、人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額を確保。令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、地方団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、地域社会のデジタル化や防災・減災、国土強靱化、地方創生の推進、地域社会の維持・再生などの重要課題に取り組めるよう、地方交付税等の一般財源総額を確保。  ※なお、新型コロナウイルス感染症対応として地方公共団体が地域の实情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、内閣府所管の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が措置されている。(令和2年度第1次補正予算額:1兆円、令和2年度第2次補正予算額:2兆円、令和2年度第3次補正予算額:1兆5,000億円、令和2年度予備費:約3兆3,792億円、令和3年度予備費:5,000億円)</p> <p>・測定指標2及び3について、借入金残高を抑制するため、可能な限り臨時財政対策債の発行額を抑制するとともに、交付税特別会計借入金の償還を行い、地方財政の適正化に努めた。なお、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中で、巨額の財源不足が生じたため、臨時財政対策債の発行が大幅に増加している。</p> <p>・測定指標5について、被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう、所要の震災復興特別交付税を確保した。なお、令和3年度の震災復興特別交付税については、被災地において復旧・復興事業が進捗し、多くの事業が完了したことなどに伴い、総額が減少している。</p>	
		<p>&lt;施策目標&gt;「地方財政の健全化を推進すること」(測定指標6に対応)</p> <p>当該施策目標については、地方財政の健全化を推進するという目標を達成することができた。</p> <p>・測定指標6について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律で規定する制度において、各地方公共団体が、自主的な財政健全化に取り組んだ結果、実質公債費比率等の平均値や財政健全化団体・経営健全化団体の数等が改善された。  総務省においては、各団体における財政健全化の取組を推進するため、全団体の健全化判断比率及び資金不足比率のほか、これらの比率に係る基礎数値も総務省HPで公表し、各団体が他団体のデータも活用しながら財政分析を行える環境整備を行うとともに、財政事情等ヒアリング等を通じて、地方公共団体に対して財政運営に関する助言を行っている。</p>	
次期目標等への反映の方向性	<p>今後も引き続き、地方の財源不足について適切な補填措置を講じることにより、安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額を確保するとともに、復興事業について、被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう適切に対応する必要がある。  また、実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する必要がある。  したがって、基本的には現行の指標を今後も維持することとしたい。  なお、測定指標3については、地方財政計画の概要上も「参考」とされているので、測定指標2の参考指標とすることとした。</p> <p>(令和4年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>Ⅲ 予算の継続・現状維持</p>		
	令和4年度予算概算要求への主な反映内容	地方財政制度整備費においては、引き続き、必要な予算を確保しつつも、積算単価等を見直すなどして、予算の効率を図った。	
	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	-	

学識経験を有する者の知見等の活用	令和3年7月、行政経営コンサルティングの田淵先生から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、当該交付金の概要・総額等について追記するべきとの御意見をいただき、政策の分析(達成・未達成に関する要因分析)欄に、内閣府所管の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、その概要・予算額等を追記するなど、評価書に反映させた。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度地方財政計画の概要 <a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000724573.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000724573.pdf</a></li> <li>令和元年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要 <a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000718973.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000718973.pdf</a></li> <li>令和元年度の財政再生計画等の実施状況報告及び完了報告の概要 <a href="https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei07_02000296.html">https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei07_02000296.html</a></li> </ul>
-------------------------------	---

担当部局課室名	自治財政局財政課他4課	作成責任者名	自治財政局財政課長 出口 和宏	政策評価実施時期	令和3年8月
---------	-------------	--------	-----------------	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

※5 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2019」(令和元年12月19日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要な主な指標(Key Performance Indicator)のことである。